



薬生発1021第5号  
令和元年10月21日

各

都道府県知事  
政令市長  
特別区長  
地方厚生局長

殿

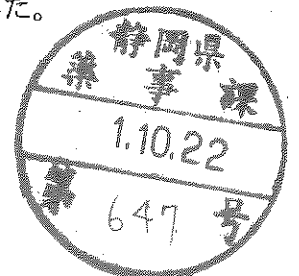
厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年三月三十一日とする措置を指定する件等について

「令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和元年政令第129号)」が、別添1-1、1-2のとおり、令和元年10月18日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)」(以下「法」という。法については別添1-3参照)の規定の一部が、令和元年台風第19号による災害に適用されることとなりました。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に令和元年台風第19号による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものです。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年三月三十一日とする措置を指定する件等について(令和元年厚生労働省告示第148号)」(以下「告示」という。)が、別添2-1のとおり、本日付けで公布され、同日から適用されました。



この告示は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 4 条第 1 項に基づく薬局の開設の許可等に関し、令和元年台風第 19 号に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（注）の区域内に薬局を有する者等について、有効期間等を延長し、その満了日を令和 2 年 3 月 31 日とするものです。

（注）災害救助法が適用された市町村の一覧は下記の内閣府ホームページに掲載されています。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

これらに伴う薬事に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応方御配慮いただきますよう、お願いいたします。

## 記

### 第 1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

- 1 告示により有効期間の満了日を延長した許可等につきましては、別添 2-2 のとおりです。
- 2 告示により指定された措置のほか、法第 3 条第 1 項に規定する行政庁又は行政機関は、令和元年台風第 19 号による災害の被害者であって、理由を記載した書面によりその特定権利利益（法第 3 条第 1 項参照）に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、令和 2 年 3 月 31 日までの期日を指定してその満了日を延長することができます（法第 3 条第 3 項）。薬事に関する法令に基づく届出等のうち、法第 3 条第 3 項の規定の適用を受ける許可等の例は、次のとおりです。
  - 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許
  - 大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく大麻栽培者又は大麻研究者の免許
  - 覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 3 条第 1 項等の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料輸入業

者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定

- 覚せい剤取締法第 35 条第 1 項等の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定等

## 第 2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

1 法令に基づき令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 1 月 30 日までの間に履行期限が到来する義務が令和元年台風第 19 号により履行されなかった場合において、当該義務が令和 2 年 1 月 31 日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われません（法第 4 条第 2 項）。

2 薬事に関する法令に基づく届出等のうち、法第 4 条第 2 項の規定の適用を受ける届出等の例は、次のとおりです。

### (1) 医薬品医療機器等法関係

- 薬局開設者による薬局に関する情報の報告（第 8 条の 2）
- 薬局の休廃止等の届出（第 10 条）
- 医薬品、医療機器等の承認後の定期適合性調査（第 14 条第 6 項、第 23 条の 2 の 5 第 6 項、第 23 条の 2 の 23 第 3 項、第 23 条の 25 第 6 項及び第 80 条第 1 項から第 3 項まで）
- 新医薬品、新医療機器等の再審査（第 14 条の 4 第 1 項、附則第 13 条、第 23 条の 29 第 1 項）
- 医療機器等の使用成績評価（第 23 条の 2 の 9 第 1 項）
- 医薬品、医療機器等の製造販売の届出事項変更の届出（第 14 条の 9 第 2 項、第 23 条の 2 の 12 第 2 項）
- 医薬品、医療機器等の製造販売業者による事業の休廃止等の届出（第 19 条第 1 項、第 23 条の 2 の 16 第 1 項、第 23 条の 36 第 1 項）
- 医薬品、医療機器等の製造業者又は外国製造業者による製造所の休廃止等の届出（第 19 条第 2 項、第 23 条の 2 の 16 第 2 項、第 23 条の 36 第 2 項）
- 外国特例承認取得者等の製造販売業者に関する変更の届出（第 19 条の 3、第 23 条の 2 の 18、第 23 条の 3 第 2 項、第 23 条の 38）
- 指定高度管理医療機器等の登録認証機関の業務の休廃止の届出（第 23 条の 15）
- 医薬品の販売業の休廃止等の届出（第 38 条で準用する第 10 条）

- 高度管理医療機器等販売業及び貸与業の休廃止等の届出（第 40 条第 1 項で準用する第 10 条）
- 管理医療機器販売業及び貸与業の休廃止等の届出（第 40 条第 2 項で準用する第 10 条）
- 再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出（第 40 条の 7 第 1 項で準用する第 10 条）
- 医療機器修理業の休廃止等の届出（第 40 条の 3 で準用する第 23 条の 2 の 16 第 2 項）
- 医薬品、医療機器等の製造販売業者による添付文書等記載事項の届出及び公表（第 52 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 2 項）
- 特定医療機器に関する記録及び保存の事務の委託に係る届出（第 68 条の 5 第 4 項）
- 再生医療等製品に関する記録及び保存の事務の委託に係る届出（第 68 条の 7 第 6 項）
- 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例承認取得者による副作用等の報告（第 68 条の 10 第 1 項）
- 再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例再生医療等製品承認取得者による感染症定期報告（第 68 条の 14 第 1 項）
- 生物由来製品に関する記録又は保存の事務の委託に係る届出（第 68 条の 22 第 6 項）
- 生物由来製品の製造販売業者、外国特例医薬品等承認取得者又は外国特例医療機器等承認取得者による感染症定期報告（第 68 条の 24 第 1 項）
  
- 外国特例承認取得者に関する変更の届出（施行令第 34 条第 1 項、第 37 条の 34 第 1 項、第 43 条の 35 第 1 項）
- 医薬品、医療機器等の軽微変更の届出（施行規則第 48 条第 2 項、第 114 条の 26 第 2 項、第 137 条の 29 第 2 項）
- 新医薬品等の使用成績調査（施行規則第 62 条第 3 項）
- 医療機器等の使用成績調査（施行規則第 114 条の 43 第 2 項）
- 新再生医療等製品等の使用成績調査（施行規則第 137 条の 43 第 3 項）
- 条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品の使用成績調査（施行規則第 137 条の 35 第 3 項）
- 新医療用医薬品の安全性定期調査（施行規則第 63 条第 3 項）
- 原薬等登録原簿の軽微変更の届出（施行規則第 280 条の 12 第 2 項）
- 指定高度管理医療機器等の軽微変更の届出（施行規則第 118 条第 1 項で準

用する第114条の26第2項)

- 医薬品、医療機器等の治験中の副作用等報告（施行規則第273条第1項及び第3項、第274条の2第1項及び3項、第275条の3第1項及び第3項）
- 放射性物質の盗取等の報告（放射性医薬品の製造及び取扱規則第13条第1項）
- 放射性物質による汚染の除去等の報告（放射性医薬品の製造及び取扱規則第13条第2項）

(2) 薬剤師法（昭和35年法律146号）関係

- 薬剤師名簿の訂正（施行令第5条第1項）
- 薬剤師名簿の登録の消除（施行令第6条第2項）

(3) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）関係

- 毒物劇物取扱責任者の設置の届出（第7条第3項前段）
- 毒物劇物取扱責任者の変更の届出（第7条第3項後段）
- 毒物劇物営業者の氏名等の変更の届出（第10条第1項）
- 特定毒物研究者の氏名等の変更の届出（第10条第2項）
- 登録失効時等の特定毒物の品名及び数量の届出（第21条第1項）
- 死亡又は消滅の際の登録失効時等の特定毒物の品名及び数量の届出（第21条第4項において準用する第21条第1項）
- 業務上取扱者の届出（第22条第1項）

(4) 麻薬及び向精神薬取締法関係

- 麻薬取扱者の業務廃止等の届出（第7条第1項から第3項まで）
- 麻薬取扱者の免許証の返納（第8条）
- 麻薬取扱者の免許証の記載事項変更の届出（第9条第1項）
- 麻薬取扱者の免許証の再交付の申請（第10条第1項）
- 亡失した麻薬取扱者の免許証を発見した場合の返納（第10条第2項）
- 麻薬の輸出許可証明書の提出（第15条）
- 麻薬の輸入許可書の返納（第16条）
- 麻薬の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納（第19条）
- 調剤済麻薬の廃棄の届出（第35条第2項）
- 麻薬営業者等の免許失効時等の所有麻薬の品名及び数量の届出（第36条第1項）
- 麻薬営業者等の免許失効後等の麻薬の譲渡の届出（第36条第3項）
- 死亡又は解散により麻薬営業者等の免許が失効した場合の相続人等の届出

(第36条第4項において準用する第36条第1項)

- 麻薬小売業者による麻薬の品名及び数量の届出 (第47条)
- 麻薬管理者による麻薬の品名及び数量の届出 (第48条)
- 麻薬研究者による麻薬の品名及び数量の届出 (第49条)
- 向精神薬営業者の業務廃止等の届出 (第50条の4において準用する第7条第1項及び第3項)
- 向精神薬営業者の免許証の返納 (第50条の4において準用する第8条)
- 向精神薬営業者の免許証記載事項の変更の届出 (第50条の4において準用する第9条第1項)
- 向精神薬営業者の免許証の再交付の申請 (第50条の4において準用する第10条第1項)
- 亡失した向精神薬営業者の免許証を発見した場合の返納 (第50条の4において準用する第10条第2項)
- 向精神薬試験研究施設設置者の研究廃止等の届出 (第50条の7において準用する第7条第1項及び第3項)
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証の返納 (第50条の7において準用する第8条)
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証記載事項の変更届出 (第50条の7において準用する第9条第1項)
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付の申請 (第50条の7において準用する第10条第1項)
- 亡失した向精神薬試験研究施設設置者の登録証を発見した場合の返納届出 (第50条の7において準用する第10条第2項)
- 第1種向精神薬の輸出許可証明書の提出 (第50条の9第3項において準用する第15条)
- 第2種向精神薬の輸出届出書の提出 (第50条の9第4項において準用する第15条)
- 第1種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納 (第50条の9第3項において準用する第16条)
- 第2種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納 (第50条の9第4項において準用する第16条)
- 第3種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納 (第50条の9第5項において準用する第16条)
- 第2種向精神薬の輸出届出書の提出 (第50条の10)
- 第1種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納 (第50条の12第3項において準用する第19条)

- 第2種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納（第50条の12第4項において準用する第19条）
- 第3種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書の返納（第50条の12第5項において準用する第19条）
- 特定第2種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納（第50条の13第2項において準用する第19条）
- 特定第3種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書の返納（第50条の13第3項において準用する第19条）
- 特定向精神薬を輸出しなかった場合の特別輸入許可書の返納（第50条の13第7項）
- 向精神薬営業者の向精神薬取扱責任者設置の届出（第50条の20第4項）
- 向精神薬輸入業者等による向精神薬の品名及び数量等の届出（第50条の24第1項）
- 向精神薬試験研究施設設置者による向精神薬の品名及び数量等の届出（第50条の24第2項）
- 麻薬等原料輸入業者等の業務廃止等の届出（第50条の28第1項及び第2項）

(5) 大麻取締法関係

- 大麻取扱者の死亡又は解散による相続人等の届出（第10条第2項）
- 大麻取扱者の登録事項の変更届出（第10条第5項）
- 大麻取扱者の免許証の再交付の申請（第10条第6項）
- 亡失した大麻取扱者の免許証を発見した場合の返納（第10条第7項）
- 大麻栽培者による報告（第15条）
- 大麻研究者による報告（第17条）

(6) あへん法関係

- けしの栽培許可証の返納（第27条）
- 麻薬製造業者等によるあへん又はけしがらの数量の届出（第40条）
- 麻薬製造業者等の免許失効時等のあへん又はけしがらの数量の届出（第41条第1項）
- 麻薬製造業者等の免許失効後等のけしがらの譲渡又は譲受の届出（第41条第4項において準用する第21条第1項）
- 死亡又は解散の際の麻薬製造業者等の免許失効時等のあへん又はけしがらの数量の届出（第41条第5項において準用する第41条第1項）
- 死亡又は解散の際の麻薬製造業者等の免許失効後等のけしがらの譲渡又は

譲受の届出（第 41 条第 5 項において準用する第 41 条第 4 項）

(7) 覚せい剤取締法関係

- 覚せい剤製造業者等の業務の廃止等の届出（第 9 条第 1 項から第 3 項まで）
- 覚せい剤製造業者等の指定証の返納及び提出（第 10 条第 1 項及び第 2 項）
- 亡失した覚せい剤製造業者等の指定証を発見した場合の返納（第 11 条第 2 項）
- 覚せい剤製造業者等の氏名又は住所等の変更の届出（第 12 条第 1 項から第 3 項まで）
- 覚せい剤製造業者等の指定失効時の覚せい剤の品名及び数量の報告（第 24 条第 1 項）
- 覚せい剤製造業者等の指定失効後の覚せい剤の譲渡及びその報告（第 24 条第 2 項）
- 死亡又は解散の際の覚せい剤製造業者等の指定失効時の覚せい剤の品名及び数量の報告並びに指定失効後の覚せい剤の譲渡及びその報告（第 24 条第 4 項）
- 覚せい剤製造業者の報告（第 29 条）
- 覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者の報告（第 30 条）
- 覚せい剤輸入業者等の業務の廃止等の届出（第 30 条の 4 第 1 項）
- 覚せい剤原料輸入業者等の指定証の返納（第 30 条の 5 において準用する第 10 条第 1 項）
- 覚せい剤原料輸入業者等の指定証の提出（第 30 条の 5 において準用する第 10 条第 2 項）
- 亡失した覚せい剤原料輸入業者等の指定証を発見した場合の返納（第 30 条の 5 において準用する第 11 条第 2 項）
- 覚せい剤原料輸入業者等の氏名又は住所等の変更の届出（第 30 条の 5 において準用する第 12 条第 1 項から第 3 項まで）
- 覚せい剤原料輸入業者等の指定失効時等の覚せい剤原料の品名及び数量の報告（第 30 条の 15 第 1 項）
- 覚せい剤原料輸入業者等の指定失効後等の覚せい剤原料の譲渡及びその報告（第 30 条の 15 第 2 項）
- 死亡又は解散の際の覚せい剤原料輸入業者等の指定失効時等の覚せい剤原料の品名及び数量の報告並びに指定失効後等の覚せい剤原料の譲渡及びその報告（第 30 条の 15 第 4 項において準用する第 24 条第 4 項）



# 「令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」(概要)

## 1 政令案の趣旨

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「法」という。)は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害(特定非常災害)について適用されるもの。
- 今回の令和元年台風第十九号においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であり、政府としても、非常災害対策本部を設置し対応に当たっているところ。
- このように大規模な非常災害である「令和元年台風第十九号による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

## 2 政令案の概要

- (1) 令和元年台風第十九号を特定非常災害として指定する。(法第2条)
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
  - ① 行政上の権利利益の満了日の延長(法第3条)
  - ② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責(法第4条)
  - ③ 法人の破産手続開始の決定の特例(法第5条)
  - ④ 相続の承認又は放棄すべき期間の特例(法第6条)
  - ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例(法第7条)

## 3 今後の予定

- 令和元年10月18日(金) 閣議(予定)

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

### 政令第二百二十九号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和元年台風第十九号による災害を指定し、同年十月十日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年三月三十一日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和二年一月三十一日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和三年十月九日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和二年五月二十九日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和四年九月三十日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
総務大臣 高市 早苗  
法務大臣 河井 克行

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案 参照条文

## 目次

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）	1
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	5
○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）	6
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	6
○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	7
○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）	7
○民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（抄）	9
○災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）（抄）	9

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）  
（趣旨）

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第一百十号）による応急仮設住宅の存続期間等の特例について定めるものとする。

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七條第三項若しくは第五十八條第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八條第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一

項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利益利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利益利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利益利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利益利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利益利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利益利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利益利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利益利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置）

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係る

ものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われぬものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもつて債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

第六条 相続人（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者）が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の期間（この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあつては、その伸長された期間。以下この条において同じ。）の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相続人

二 相続人（前号の場合にあつては、同号に定める者）が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人

（民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置）

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間等の特例に関する措置）

第八条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項若しくは第八十七条の三第一項の非常災害又は同法第八十五条第二項若しくは第八十七条の三第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項に規定する期間を超えて、当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させ、又はその用途を変更して当該被災者の居住の用に供する住宅とした建築物を引き続き当該被災者の居住の用に供する住宅として使用する必要があるが、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内においてこれらの規定による許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

（景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第九条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要がある、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（内閣総理大臣の権限）

第七条 （略）

2 （略）

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4 （略）

5 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6・7 （略）

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 （略）

（長の権限等）

第五十八条 （略）



2・3 (略)

4 各委員会及び各庁の長官は、法律の定めるところにより、政令及び内閣府令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。

5 (略)

6 各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

7・8 (略)

○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第八条 (略)

2・4 (略)

5 長官は、宮内庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6・7 (略)

第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 (略)

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 (略)

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4 (略)

第十二条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、

それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

2・3 (略)

第十三条 各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定めるところにより、政令及び省令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができない。

2 (略)

第十四条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができない。

2 (略)

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（相続の承認又は放棄をすべき期間）

第九百十五条 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

2 (略)

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2・4 (略)

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一 一 一三 の	(略)	(略)
一四	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立て	調停又は労働審判を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 調停又は労働審判を求める事項の価額が百万円までの部分 その価額十万円までごとに 五百円 (二) 調停又は労働審判を求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額二十万円までごとに 五百円 (三) 調停又は労働審判を求める事項の価額が五百万円を超え千万円までの部分 その価額五十万円までごとに 千円 (四) 調停又は労働審判を求める事項の価額が千万円を超え十億円までの部分 その価額百万円までごとに 千二百円 (五) 調停又は労働審判を求める事項の価額が十億円を超え五十億円までの部分 その価額五百万円までごとに 四千元 (六) 調停又は労働審判を求める事項の価額が五十億円を超える部分 その価額千万円までごとに 四千元
一四の二	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立ての変更	変更後の申立てにつき一四の項により算出して得た額から変更前の申立てに係る手数料の額を控除した額

一五〇一九

(略)

(略)

○民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（抄）

（調停事件）

第二条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる。

（調停の申立て）

第四条の二 調停の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。

2 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 申立ての趣旨及び紛争の要点

○災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）（抄）

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。

以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九

第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

○厚生労働省告示第百四十八号  
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に当り当該延長後の満了日を令和二年三月三十一日とする措置を次のように指定する。  
 令和元年十月二十一日  
 厚生労働大臣 加藤 勝信

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和元年台風第十九号に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年一月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第三十三條第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年一月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第十九條の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第二十條第一項の規定に基づく療育の給付	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第二十一條の五の三第一項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一條の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第二十四條の二第二項の規定に基づく指定障害児施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
児童福祉法第二十四條の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第二十四條の二十六第一項第一号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第十三條第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二條第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五條第一項の規定に基づく同法第十六條第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住者を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三條の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五條第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住者を有する者
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九條の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定医療機関を有する者











